



## 呉市在住の個人から提出された損害賠償等請求事件の訴状について

令和5年2月16日付けで呉市在住の個人を原告とし、呉市を被告とする訴状が広島地方裁判所に提出され、3月10日に口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達を受けました。

### (訴状の趣旨)

呉市上下水道局は、過去に原告に関わる公用文書の偽造をほう助した。また、条例違反をした施工業者に対して適切な行政指導を行わなかったため、原告は、工事の瑕疵等により、設備の故障などの損害が生じた。

また、原告に対して何ら説明や問合せをすることなく停水予告状を送り付け、原告の所有する建物における業務を停止せざるを得ない状況に追い込もうとした。

また、呉市は、原告と呉市との間の別件訴訟における和解条項を遵守せず、債務不履行により原告に損害を生じさせた。

これらのことにより、原告は、呉市に対し、損害賠償及び慰謝料として200万円を請求するものである。

### (今後の予定)

第1回口頭弁論期日 令和5年4月12日(水)